

---

プロジェクト 概念フレームワーク

項目 概念フレームワーク -第 6 章「測定」

---

## I. 本資料の目的及び構成

1. 本資料は、IASB が 2015 年 5 月に公表した公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念 ED」という。）の第 6 章「測定」に係る提案について概要を説明するとともに、コメントの方向性についてご意見をいただくことを目的として作成している。なお、本資料は、2015 年 8 月 31 日に開催された ASAF 対応専門委員会における議論を踏まえたものである。
2. 概念 ED では、測定に関して、次の 4 つに分けて提案がされている。
  - (1) 測定基礎の識別と区分、測定基礎から得られる情報の特徴
  - (2) 測定基礎の選択
  - (3) 複数の測定基礎による測定が目的適合的な情報を提供する状況
  - (4) 資本の測定
3. 本資料では、以下において、前項(1)から(4)について、それぞれ、次の点について説明を記載している。
  - (1) 現行の概念フレームワークの定め
  - (2) 概念 ED の提案内容
  - (3) 2013 年 7 月に IASB より公表されたディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（以下「概念 DP」という。）に対して当委員会が提出したコメント等
  - (4) 当委員会事務局による分析
  - (5) コメントの方向性（案）

## II. 測定基礎の識別と区分、測定基礎から得られる情報の特徴

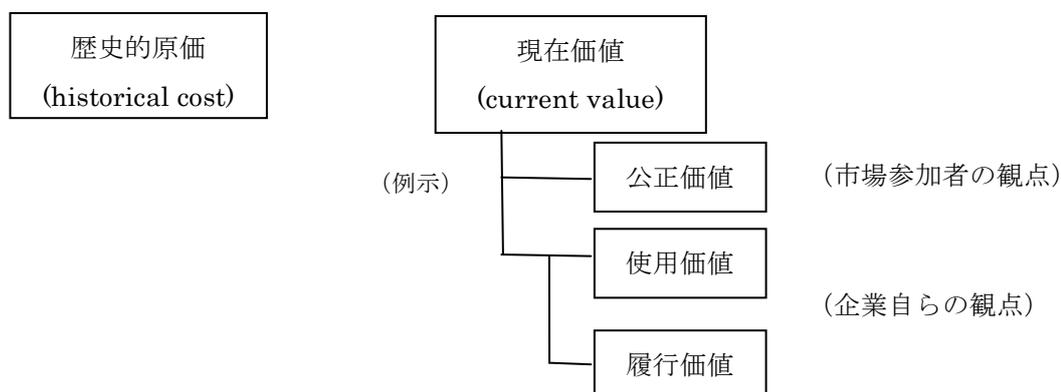
### 現行の概念フレームワーク

4. 現行の概念フレームワークでは、測定について「貸借対照表及び損益計算書で認識されるべき財務諸表の構成要素の金額を決定するプロセスをいう。」としたうえで、取得原価、現在原価、実現可能（決済）価額、現在価値の4つの測定基礎を例示している。しかし、測定基礎の識別や区分について網羅的な記述はされていない。

### 概念 ED における提案

5. 概念 ED では、測定基礎を「歴史的原価(historical cost)」と「現在価値(current value)」の2つに区分したうえで、「現在価値」には、「公正価値」(市場参加者からの視点を反映)、及び、「使用価値(value in use)」と「履行価値(fulfillment value)」(企業自らの視点を反映)が含まれるとされている。また、各測定基礎で測定された資産及び負債から得られる情報について、長所と欠点が記載されている。

図 1：測定基礎の区分



6. 具体的には、概念EDでは、歴史的な原価と現在価値の区分について、それぞれ次のような記述が記載されている<sup>1</sup> (6.4項から6.47項<sup>2</sup>)。

### 歴史的な原価

- (1) 歴史的な原価の位置づけ：歴史的な原価に基づく測定は、資産、負債、収益及び費用に関する貨幣的情報を、それらを創出した取引又は事象に関する情報を用いて提供する。資産又は負債の歴史的な原価は価

<sup>1</sup> 歴史的な原価とは別に、測定日における同等な資産又は負債のコスト又は入金額を表すものとして、資産又は負債の「現在原価(current cost)」の記述がされている。現在原価による収益及び費用の報告は、場合によって、将来のマージンの予測に有用であり得るとともに、実体資本維持の概念が使用される場合に必要であるかもしれないとされている。

<sup>2</sup> かつこ内の項番号は、特段の言及がない限り、概念 ED におけるものを付している。

格の変動を反映しない。しかし、当該測定値は、時の経過とともに、資産の消費又は減損及び負債の履行などの変動を反映する。

(2) 歴史的原価の測定：歴史的原価は、金融資産/負債及び非金融資産/負債について、次のように測定される<sup>3</sup>。

① 非金融資産の歴史的原価：非金融資産の歴史的原価は、資産の取得又は建設に掛かった全てのコストの価値（対価と取引費用の双方が含まれる。）に、経済的リソースの費消及び回収不能の事実を反映したものである。

② 非金融負債の歴史的原価：非金融負債の歴史的原価は、受入対価から取引費用を控除した金額に、利息の発生、負債の履行、キャッシュ・フロー・アウトフローの純額（不利な契約）を反映したものである。

③ 金融資産の歴史的原価（場合によって、償却原価と称される）：資産の取得への支払対価に取引費用を加算した価額に、利息の発生やキャッシュ・フロー見積りの変動（金融資産の減損等）等の事後の変動を反映したものである。ただし、他の要素による事後的な価格変動は、歴史的原価に反映されない。

④ 金融負債の歴史的価値（場合によって、償却原価と称される）：負債の引受けの対価として受領した金額から取引費用を控除した金額に、利息の発生やキャッシュ・フロー見積りの変動等の事後の変動を反映したものである。ただし、他の要素による事後的な価格変動は、歴史的原価に反映されない。

(3) 歴史的原価によって提供される情報の特徴：歴史的原価によって提供される情報（収益及び費用）には、次のような長所と短所がある。

① 長所

- 予測価値があり得ること（企業の将来キャッシュ・フローの予測を評価するのに必要なインプットとして用いられ得

<sup>3</sup> 交換を伴わない取引によって取得された資産や発生した負債には、直ちに識別される当初原価が存在しない。このような場合、現在価額が当初測定において「みなし原価（deemed cost）」とされる場合がある。

る)

- 確認価値があり得ること（キャッシュ・フローやマージンに関する従来の見積りについてフィードバックを提供する）
- 現在価値ベースの測定による情報と比較して、多くの場合、シンプルで手間が掛からないこと

② 短所：

- 交換による取得する等、観察可能な取引価格がない場合、測定が困難であり得ること
- 費消の見積りや減損損失、不利な契約の識別は主観的であり得るため、場合によっては、現在価値の見積りより困難であり得ること
- 異なる時点で取得された資産、発生した負債が非常に異なる金額で財務諸表に報告され、企業間及び時系列間の比較可能性が損なわれ得ること

### 現在価値

(1) 現在価値の位置づけ：現在価値による測定値は、資産、負債、収益及び費用についての貨幣的情報を、測定日現在の状況を反映するように更新された情報を用いて提供するものである。現在価値には、公正価値（市場参加者の観点を反映）、及び使用価値と履行価値（企業自身の観点を反映）が含まれる。

(2) 現在価値の測定：使用価値及び履行価値は、次のように測定される<sup>4</sup>。

- ① 使用価値：キャッシュ・フロー・ベースの測定技法を用いて測定され、取引費用の現在価値が反映される。使用価値は、企業固有の観点からの測定であるものの、時間価値やリスク価値について市場参加者からの観点を測定するようにカスタマイズをする必要がある場合もある。
- ② 履行価値：キャッシュ・フロー・ベースの測定技法を用いて測定され、取引費用の現在価値が反映される。履行価値の測定に

<sup>4</sup> 公正価値については、IFRS 第13号「公正価値」に準拠した記述がされている。

あたって、企業が履行しないリスクの可能性の影響を除外するようにすることが適切である場合もある。

(3) 公正価値によって提供される情報の特徴：公正価値によって提供される情報（資産、負債、収益、費用）には、次のような長所と短所がある。

① 長所

- 公正価値によって測定された資産及び負債の情報には、キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性に関する予測が反映されているため、予測価値があるほか、以前の見積りに関する確認価値があること
- 負債が（譲渡されるのではなく）履行される場合、履行価値によって測定された負債の情報には、予測価値があること
- 異なる時点で取得された資産、発生した負債が同額で財務諸表に報告されるため、企業間及び時系列間の比較可能性が高まり得ること
- 公正価値が活発な市場において観察可能である場合、公正価値測定のプロセスは容易で理解可能で検証可能であること

② 短所：

- 測定対象の項目と事業活動の性質（例：資産が専ら契約キャッシュ・フローの回収を目的としている場合）によっては、公正価値の差額を含む収益及び費用を目的適合的でないと考えられるかもしれないこと
- 公正価値が観察可能でない場合、見積りのプロセスはコストが掛かり複雑であるほか、プロセスへのインプットは憲章が困難な可能性があるため、結果として、比較可能性が損なわれ得ること

(4) 使用価値及び履行価値によって提供される情報の特徴：使用価値及び履行価値によって提供される情報（資産、負債、収益、費用）には、次のような長所と短所がある。

① 長所

- 資産を自ら使用することによって将来キャッシュ・フローが生成される等の場合、使用価値によって測定された資産の情報には、予測価値があること
- 負債が（譲渡されるのではなく）履行される場合、履行価値によって測定された負債の情報には、予測価値があること
- キャッシュ・フローの実績によって更新された見積情報には、確認価値があること
- 異なる時点で取得された資産、発生した負債が同額で財務諸表に報告されるため、企業間及び時系列間の比較可能性が高まり得ること
- 公正価値が活発な市場において観察可能である場合、公正価値測定のプロセスは容易で理解可能で検証可能であること

② 短所：

- 見積りのプロセスはコストが掛かり複雑であるほか、プロセスへのインプットは検証が困難な可能性があるため、結果として、比較可能性が損なわれ得ること
- 使用価値や履行価値による測定がなされる場合、同一の資産や負債について、測定値が異なり得ることから、比較可能性が減少する可能性があること
- 使用価値や履行価値の情報は、他の資産や負債とのシナジー効果を意図せずして反映してしまうかもしれないこと

(注) 上記を要約すると、取引費用については、次の記述がされている。

- 歴史的原価の測定：取引費用を加算又は減算する。
- 使用価値と履行価値の測定：処分等における取引費用がキャッシュ・フローの見積りにあたって考慮される。
- 公正価値の測定：取引費用は加算又は減算されない。

### 概念 DP に対するコメント等

7. 概念 DP では、測定基礎を「原価ベースの測定」、「現在市場価格」、「キャッシュ・フロー・ベースの測定」に区分することが IASB の予備的見解として

示されていた。当委員会は、これに対して特段のコメントを行っていない。

8. なお、2015年3月に開催された会計基準アドバイザリー・フォーラム会議において、当委員会が提出したペーパー「測定基礎の識別、記述及び分類」（以下「測定ペーパー」という。）において、次に基づいて測定基礎を分類することを提案していた。
  - (1) 測定におけるインプットを更新するか、また、どの程度更新するか
  - (2) 資産又は負債を測定する際に、市場参加者の仮定と企業固有の仮定のいずれによるか
9. また、測定ペーパーでは、測定基礎の識別と記述について次の点を記述していた。
  - (1) 測定基礎の識別及び記述については、さまざまな代替的アプローチがあると考えられ、これらを広範に記載するアプローチには、異なる測定基礎の性質の理解を促進することの便益がある一方、概念フレームワークが長くなりすぎるといふ欠点があると考えられる。
  - (2) 概念フレームワークの目的を踏まえると、当委員会は、概念フレームワークにおける測定基礎に関する記述はハイレベルなものに留めるべきであり、各測定基礎の長所と短所等の詳細については記述すべきでない。
10. ASAF 会議では、ASAF メンバーから、測定ペーパーに対して次のような見解が示されていた。
  - (1) 測定ペーパーの内容を支持する。同ペーパーは、測定基礎の識別に関する思考プロセスを明瞭に記述しており、測定のバリエーションは連続的であることを踏まえると、測定基礎の選択にあたって有用と考えられる。（EFRAG、中国、カナダ、南アフリカ）
  - (2) 測定ペーパーの提案に基づき、概念フレームワークに新たな用語を導入する場合、実務に混乱を引き起こすと考えられ、IASB が暫定決定した歴史的原価と現在価値の区分の方が良いのではないか。また、同ペーパーで示された視点は、測定基礎というよりは測定技法を整理するものであるように見える。概念フレームワークでは、よりハイレベルな検討をすべきではないか。（AOSSG、オーストラリア、中国）
  - (3) どのような場合に市場参加者の仮定又は企業固有の仮定を使用するかを識別することは重要である。（EFRAG）
  - (4) 歴史的原価が何を意味するかについて、十分に理解が共有されていない

ため、IASB が歴史的原価の意味を明確にすることを期待する。(オーストラリア)

- (5) 購入市場と売却市場のマージンが異なる場合等において入口価値と出口価値の分類は重要になることから、測定基礎の区分にあたってこの点を全く考慮しない点については同意しない。(EFRAG、FASB、英国、オーストラリア)
- (6) 概念フレームワークにおいて、測定基礎に関する議論をハイレベルなものにすべきという主張に賛成する。(中国)
- (7) 観察可能な取引価格がない場合に、歴史的原価モデルにおいて将来キャッシュ・フローを割り引く場合もあれば、割り引かない場合もあり、また割り引く場合においても、割引率をいつどのように見直すかが明確になっていないため、体系的に検討する必要がある。(FASB)

11. また、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 測定基礎の分類に新しい用語を導入する場合、混乱を生じさせる可能性があるため、一般的な用語を使用すべきであり、インプットの更新の程度による分類は支持しない。また、減価償却は見積りを毎期見直すことであり、減価償却後残高についてインプット要因を更新しない(ロック・イン) 分類に区分することに賛同しない。さらに、測定の章をどの程度詳細なものとするかについて、ボードの中でも意見が分かれている。ASBJ から提案される測定基礎の選択する際のプロトコルは概念フレームワークと基準の中間に位置するもので、どこで記述するのか、議論となり得る。(IASB 理事)
- (2) 概念フレームワークは、基準が存在しない場合に作成者が参照する際の役割や、基準設定主体が基準設定において使用する役割などがあるが、どのような役割を意識するかで結論が変わることを念頭に置く必要がある。また、減損損失の認識は、固定されたインプットを更新することであり、減損後の帳簿価額を固定されたインプットに基づく測定値に分類することに違和感がある。(IASB 理事)
- (3) 現在、歴史的原価と現在価額の2分類だけであり、中間分類を設けていないが、公開草案に対するフィードバックを踏まえ、異なる測定基礎を記述する際に、市場参加者の仮定又は企業固有の仮定の視点を反映すべきか否かを検討したい。(IASB スタッフ)

### 当委員会事務局による分析

12. 本 ED の提案に関する当委員会事務局による分析は、次のとおりである。

- (1) 測定基礎の識別と区分：測定基礎の識別と区分のあり方について、次のような問題点があると考えられる。
- ① 区分のあり方に明確な基礎がないため、測定におけるインプットの一部がアップデートされた測定基礎をいずれに区分すべきかについて判断を的確に行うことが困難と考えられること。この点、仮に測定基礎について網羅的な区分を行うのであれば、過去/現在（この点、要素毎に検討され得る）、市場参加者の観点/企業固有の観点、入口/出口（当該区別は必要でないかもしれない）の3つ（乃至2つ）の要因を考慮することが必要であると考えられ、歴史的原価と現在価値による2区分によると、特に測定におけるインプットの一部がアップデートされた測定基礎の取扱いが明確でないと考えられる。
  - ② 区分のあり方やこれに関する長所、短所が、会計基準の開発において測定基礎を適切に選択することに寄与するという概念フレームワークが本来果たすべき目的と関係なく記述されていること。測定基礎の選択にあたっては、市場における価格変動の影響を純利益に反映すべきか否か（所謂「金融投資」と考えるべきか否か）が最も重要であり、当該観点からは、測定基礎の区分にあたって、市場価格に基づく測定基礎（公正価値や正味実現可能価額等）を識別することが最も重要と考えられる。
  - ③ 「歴史的原価」と「現在価値」というラベルが、それらの内容を適切に表象したものになっていないこと。特に、「歴史的原価」に減損損失の認識も反映するとされていることを踏まえると、「歴史的原価」というよりも、「原価ベースの測定基礎」や「原価ベースの測定群(family)」という方がより適切に内容を表象するものと考えられる。
  - ④ 取引費用の記述について、次のような気付き事項が考えられる。
    - ・ 取引費用を資産や負債の認識額に含めるべきかの記述を「取引費用」という用語を定義することなく行っているため、記述の意図を関係者の間で適切に共有することが困難と考え

られる。

- ・ 測定基礎がFV-PL（財務業績の測定基礎も公正価値）である場合とFV-OCI（財務業績の測定基礎は歴史的原価）である場合とで、取引費用を含むべきかについては異なり得る<sup>5</sup>。取引費用について記述する場合、FV-OCIで測定される資産又は負債について、歴史的原価で測定される資産又は負債に準じて取扱うものか否かについても記載が必要になるのではないかと。
- ・ 概念EDによる記述に基づくと、企業結合時に取得する資産及び負債の測定額を、その後、歴史的原価と捉える場合、IFRS第3号「企業結合」における取引費用の取扱いと整合しない。

(2) 各測定基礎によって提供される情報の特徴：それぞれの測定基礎によって提供される情報の特徴に関する記載について、次のような問題点があると考えられる。

- ① 長所、短所の記述に、その理由が明確に記述されていないこと。  
例えば、「ある情報に、予測価値がある（あり得る）」等の記述がされていたとしても、なぜ予測価値であるか（あり得る）が記されていないため、測定基礎の選択における判断に役立たないと考えられる。この点、測定基礎の長所、短所（特に、目的適合的な情報が提供されるか否か）は、目的適合的な測定基礎が選択されたこと（されなかったこと）の帰結に過ぎないと考えられるため、少なくとも、目的適合的な測定基礎の議論とリンクさせて理由を記載することが必要と考えられる。

## コメントの方向性案

13. 上記分析を踏まえ、概念EDに対して、主に次の点をコメントレーターに含める方向で草案してはどうか。

- (1) 概念フレームワークにおける測定基礎の識別と区分に関する整理は、

---

<sup>5</sup> IFRS第9号において、FV-PLで測定される金融資産及び金融負債について取引費用を加減算せず、FV-OCIで測定される金融資産及び金融負債については取引費用を加減算するとされている（5.1.1項）。

IASB が会計基準を開発する際に、資産又は負債について適切な測定基礎を選択することに資するものになっているべきと考えられる。概念 ED の提案は、明確性を欠くことに加え、こうした目的に適合的と考えられないため、当該提案に同意しない(詳細:前項(1)参照)。

- (2) 資産又は負債に関する測定基礎の選択に資するように測定区分を定めるとすれば、むしろ、2015年3月のASAF会議に当委員会が提出した「測定基礎の識別、記述及び分類」における記述を基礎として、次の点を記載すべきと考えられる。
- ① 測定に必要なインプットの更新の程度と市場参加者の観点と企業固有の観点から、測定基礎の区分を行うこと
  - ② 取引費用に関する記載について修正すること(具体的な修正内容については、今後、検討を行うが、検討の結果によっては、削除すべきというコメントになることも考えられ得る。)
- (3) 各測定基礎が提供する情報の長所、短所に関する記載については、目的適合的な測定基礎の選択に関する議論とリンクさせつつ、理由を記載すべきではないか。

#### ディスカッション・ポイント

概念 ED で示されている「測定基礎の識別と区分、及び、測定基礎が得られる情報の特徴」の提案に対する当委員会からのコメントの方向性(案)について、ご意見をいただきたい。

### III. 測定基礎の選択

#### 現行の概念フレームワーク

14. 現行の概念フレームワークでは、測定基礎の選択について特段の記述はされていない。

#### 概念 ED における提案

15. 概念 ED では、測定基礎の選択について、有用な財務情報の質的特性と関連して、「目的適合性」と「忠実な表現」を満たすことが重要であるほか、補強的な質的特性（「比較可能性」、「検証可能性」、「理解可能性」）についても可能な限り、満たすべきとしている。ただし、「コストの制約」について考慮することも重要としている。また、測定基礎の選択について、当初測定と事後測定とを別個に考慮することは不可能としつつ、当初測定について追加的な説明を行っている（6.48 項から 6.52 項）。
16. 以下、有用な財務情報の質的特性毎に、概念 ED における提案内容を記述する。

##### （目的適合性）（6.53 項から 6.56 項）

17. 概念 ED では、測定基礎の選択について、当該測定基礎が財政状態計算書と財務業績の計算書の双方においてどのような情報をもたらすのかを考慮することが重要であるとしている。
18. また、目的適合性のある情報を生み出すためには、資産又は負債及び関連する収益及び費用についての測定基礎を選択する際に、次の要因を考慮することが重要であるとしている。
- (1) 当該資産又は負債が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのか。これは、部分的には、企業が行っている事業活動の性質に応じて決まることになる。例えば、ある不動産が他の資産との組合せで財及びサービスを生産するために使用される場合には、当該財及びサービスの販売から生じるキャッシュ・フローを生み出すのに役立つことになる。
  - (2) 当該資産又は負債の特徴（例えば、当該項目のキャッシュ・フローの変動可能性の性質又は程度、市場要因の変動又は当該項目に固有の他のリスクに対する当該項目の価値の感応度）
19. また、測定基礎によって提供される情報の目的適合性に影響を与える要因

の一つとして、測定の不確実性の程度が挙げられている。

**(忠実な表現)** (6.57 項及び 6.58 項)

20. 概念 ED では、忠実な表現は全ての点において完全に正確であるべき旨を意味するものでなく、例えば、観察可能でない価格を見積もる場合でも、見積りプロセスの性質や制約条件が説明されていること等を条件として忠実な表現は達成され得るとされている。また、資産と負債が関連している場合、当該資産と負債に対して同一の測定基礎を適用することによって、忠実な表現が達成され得る旨が記載されている。

**(補強的な質的特性)** (6.59 項から 6.63 項)

21. 概念 ED では、補強的な質的特性について、次の旨が記述されている。
- (1) 比較可能性：異なる期間及び企業間で同一の測定基礎を使用することによって比較可能性が高まるほか、測定基礎の数を減少させることによって比較可能性が高まる。
  - (2) 検証可能性：ある測定基礎について検証ができない場合、見積りの前提等に関する開示が必要であり得る。
  - (3) 理解可能性：理解可能性の程度は、測定基礎の数やそれが各期において異なるかによる。測定基礎の変更は、財務諸表の理解可能性を低下させ得る。

**(当初測定に特有の要因)** (6.64 項から 6.73 項)

22. 概念 ED では、測定基礎の選択に関して、当初測定に特有の要因として次の点について記述している。
- (1) 類似の価値の物品について交換を行う場合、資産又は負債の原価は、取引費用が重要である場合を除き、通常、当該時点の公正価値と類似する。なお、資産又は負債が事後的に歴史的原価で測定される場合、当初認識時においても、歴史的原価が適切であるし、事後的に現在価値で測定される場合、当初認識時の測定基礎は現在価値とすることが適切だろう。
  - (2) 持分保有者との取引によって資産を取得する場合、当該資産を現在価値で測定することが通常適切であろう。ただし、当該資産が事後的に歴史的原価で測定される場合、当初認識時点の現在価値がみな

し原価となるだろう。

- (3) 異なる価値の物品が交換される場合、取得した資産や発生した負債を当該資産や負債の現在価値で測定し、交換対価の差額を収益又は費用に認識することが適切かもしれない。
- (4) 自家建設を行う場合の測定基礎、歴史的原価で測定することが適切かもしれない。

### 概念 DP に対するコメント等

23. 概念 DP では、資産及び負債の測定（とりわけ、事後測定）に関して、次のような IASB の予備的見解が示されていた。

- (1) 財政状態計算書及び財務業績計算書の双方への影響を考慮して、測定基礎を選択すべきこと
- (2) 資産の測定基礎は、原則として、資産がどのように将来キャッシュ・フローに寄与するかによって選択されるべきであること
- (3) 負債の測定基礎は、原則として、負債の性質と負債がどのように決済されるかを踏まえて選択されるべきであること
- (4) 一部の金融資産及び金融負債（デリバティブ等）については、これらがどのように将来キャッシュ・フローに寄与するかによって測定基礎を選択することは有用な財務情報とならず、これらの性質が測定基礎の選択における主要な要因となるだろうこと

24. これに対して、当委員会は、「資産・負債の測定に関して、財政状態を表す観点からの目的適合性のある測定基礎と財務業績を表す観点からの目的適合性のある測定基礎を適切に使い分けるべきであると考え」というコメントをしている（詳細：別紙参照）。

25. なお、当委員会は、測定基礎の選択について、次の 2 つのペーパーを ASAF 会議に提出している。

- (1) 「純損益/その他の包括利益及び測定」（2013 年 12 月の ASAF 会議に提出）
- (2) 「会計基準の開発における『事業活動の性質』の役割（2015 年 3 月 ASAF 会議に提出）（以下「事業活動ペーパー」という。）

26. ASAF 会議では、事業活動ペーパーに対して次のような見解が示されていた。

- (1) 測定において、富の価値を表現すべきと考えられる。事業活動ペーパーでは、企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎の選択を検討しているが、企業の財務業績の報告の観点と企業の財政状態の報告の観点から測定基礎は異ならないのではないか。(オーストラリア)
- (2) 事業活動それ自体に着目するのか、あるいは事業活動の目的に着目するのか不明であり、企業の事業活動の真の意味を十分に理解できなかった。また、価格変動から正味の収入を得ることを目的とする事業活動だけでは、IAS 第 40 号「投資不動産」において公正価値測定が要求される投資不動産の一部が捕捉されないことから、区分の範囲が狭すぎるのではないか。(中国)
- (3) 測定基礎の識別、記述及び分類よりも、測定基礎をどのように選択するかがより重要な論点と考えている。このため、IASB は、どのように測定基礎を選択するかに関するガイダンスを概念フレームワークに含めるべきである。ただし、EFRAG で議論した中では、事業活動の区分のあり方とその分析については必ずしも全面的な支持はされておらず、更なる検討が必要と考えられる。ただし、財政状態と財務業績について、利用者の意思決定に最も関連があるものに着目すべきと主張しており、財務業績に焦点を当てて検討を行うことを支持する。(EFRAG)
- (4) 企業の財政状態の報告で目的適合性のある測定基礎が、財務業績の報告で目的適合性のある測定基礎と異なる場合があり得ると考えている。シナジー効果を期待して資産を保有する場合、歴史的原価による測定が適切と考えられるほか、経営者が行動を変える内部及び外部の制約がある場合には、歴史的原価で測定すべきであるが、このような制約がない場合、現在価額が適していると考ええる。ASBJ の事業活動ペーパーと異なり、事業活動の変更に対する制約の有無を鍵としているのは、財務報告の目的に受託責任が含まれるためであり、資産及び負債を有効に管理しているかを明らかにする必要があると考えるためである。(FASB)
- (5) 事業活動ペーパーによると、事業活動が変わらないものであるかのように感じられるが、企業の事業モデルは連続的に変化するものであり、動的なものである。(FASB、AOSSG)
- (6) 事業活動ペーパーの考え方は、当初認識の時点で、事業活動のあり方に応じて測定基礎が決定されるべきことを示唆しているものと理解する。このような考え方は、製造業では概ね適切に機能すると考えられるが、複数の目的で資産を保有し、当該目的自体も変化する金融サービス業な

どのサービス業では、この考え方を適用するのは難しいのではないか。  
(ドイツ、中国)

- (7) 概念フレームワークにおいて、事業モデルの考え方は検討の優先順位が高いと考えており、当ペーパーの考え方を強く支持する。(英国)
- (8) 事業活動ペーパーでは、測定基礎の選択にあたり、事業モデルが目的適合的な要素とされているが、これは最も重要な単一の要素ではなく、考慮すべきその他の要素があるのではないか。(中国、オーストラリア)

27. また、IASB 関係者から、次のようなコメントが示された。

- (1) 事業活動の性質は、原価か現在価値のどちらに焦点を当てるか決定する際に目的適合的であり、重要な考え方である。しかし、提案では多くの負債の現在価値を更新しない結果となり、IAS 第 19 号や IAS 第 37 号の規定から乖離しているため、最終的な結論は支持しない。常に損益計算書に対する変動性を懸念しているが、その解決策は、その変動性を認識しないのではなく、どのように表示すべきかではないか。(IASB 理事)
- (2) 事業活動の性質が、測定基礎の選択において重要であることは公開草案でも示しているが、測定基礎の選択における唯一の考慮要素であるかは明確でない。(IASB スタッフ)

### 当委員会事務局による分析

28. 本 ED の提案に関する当委員会事務局による分析は、次のとおりである。

- (1) 測定基礎の選択に関するアプローチ：測定基礎の選択について、有用な財務情報の質的特性に焦点を当てて検討を行うアプローチは、網羅的な分析を可能とするものであるため、これに同意する。
- (2) 目的適合性に関する説明：
  - ・ 財務諸表は、財政状態と財務業績の表示を重要な目的としており、これらが一つの方法によって達成されない場合もある。このため、目的適合性に関する議論を行うにあたっては、測定基礎の選択にあたって、財務業績を表示する観点と財政状態を表示する観点とを区分して記述すべきと考える。
  - ・ 企業への正味の将来キャッシュ・インフローを予測する目的の観点から、財務業績に関する情報がより重要と考えられる。このため、会計基準の開発にあたっては、まず、財務業績の測定

基礎を選択することが重要である旨を記述すべきと考えられる。

- ・ 企業の財務業績を目的適合的な方法で表示するには、資産又は負債、又はこれらのグループ毎に、企業の事業活動のあり方と整合的に測定基礎が選択されるべきであり、資産や負債の特徴は、少なくとも第一義的に考慮されるべきでない。
- ・ 測定の不確実性があるか否かによって測定基礎の目的適合性は影響を受けないと考えられる。このため、測定の不確実性は、忠実な表現の一部として議論されるべきではないか。

(3) 忠実な表現に関する説明：忠実な表現に関する説明は、概念 ED の第 2 章の説明と整合的であるほか、資産と負債が相互に関係している場合、両者を整合的な測定基礎によって測定することによって全体としての財務諸表の有用性が高まると考えられる。このため、概念 ED の提案について概ね同意する。

(4) 補完的な質的特性に関する説明：補完的な質的特性に関する記述については、概念 ED の提案は概ね第 2 章の記述に沿った記述となっており、提案に概ね同意する。

(5) 当初測定に固有の要因：当初測定に固有の要因について、概念 ED の提案は概ね合理的と考えられることから、提案に概ね同意する。

### コメントの方向性案

29. 上記分析を踏まえ、概念 ED に対して、主に次の点をコメントレーターに含める方向で草案してはどうか。

(1) 財務諸表は、財政状態と財務業績の表示を重要な目的としており、これらが一つの方法によって達成されない場合もある。このため、目的適合性に関する議論を行うにあたっては、測定基礎の選択にあたって、財務業績を表示する観点と財政状態を表示する観点とを区分して記述すべきと考える。

(2) 企業への正味の将来キャッシュ・インフローを予測する目的の観点から、財務業績に関する情報がより重要と考えられる。このため、会計基準の開発にあたっては、まず、財務業績の測定基礎を選択す

ることが重要である旨を記述すべきと考えられる。

- (3) 企業の財務業績を目的適合的な方法で表示するには、資産又は負債、又はこれらのグループ毎に、企業の事業活動のあり方と整合的に測定基礎が選択されるべきであり、資産や負債の特徴は、少なくとも第一義的に考慮されるべきでない（この点、具体的に、どのような提案を行うべきかについては、今後、検討を行うことを予定している。）
- (4) 測定の不確実性があるか否かによって測定基礎の目的適合性は影響を受けないと考えられる。このため、測定の不確実性は、（目的適合性でなく）忠実な表現の一部として議論されるべきではないか。

#### ディスカッション・ポイント

概念 ED で示されている「測定基礎の選択」の提案に対する当委員会からのコメントの方向性（案）について、ご意見をいただきたい。

## IV. 目的適合的な測定基礎が複数ある場合

### 現行の概念フレームワーク

30. 現行の概念フレームワークでは、目的適合的な測定基礎が複数ある場合の取扱いについて特段の記述はされていない。

### 概念 ED における提案

31. 概念 ED では、資産、負債、収益、費用について目的適合的な情報を提供するために必要な測定基礎が複数存在する可能性があるが、ほとんどの場合、当該情報を提供するための最も理解可能性の高い方法は、一方の測定を財政状態計算書と財務業績の計算書の両方で使用し、他方の測定基礎を開示にのみ使用することであるとしている（6.74 項及び 6.75 項）。
32. 他方、概念 ED では、場合によっては、財政状態計算書では現在測定基礎を使用し、純損益計算書では関連する収益又は費用を決定するために異なる測定基礎を使用することによって、目的適合性のより高い情報が提供されると記述されている。また、その場合、財政状態計算書における現在価値の変動から生じた収益又は費用の合計は、純利益とその他の包括利益 (OCI) に分けて表示される旨が説明されている（6.76 及び 6.77 項）。

### 概念 DP に対するコメント等

33. 概念 DP では、財政状態計算書と財務業績計算書とで目的適合的な測定基礎が異なる場合に OCI が使用される旨は IASB の予備的な見解として明示されていなかった。
34. 当委員会は、概念 DP に対して、「純損益は財務業績を報告する観点で選択された測定基礎に基づく資産・負債の変動であり、ある期間における企業の事業活動に関する不可逆な成果についての包括的な測定値を表すとの特徴を有すると提案している。」というコメントをし、財務業績の表示目的と財政状態の表示目的とで異なる測定基礎を用いることを提案した（詳細：別紙参照）。

### 当委員会事務局による分析

35. 本 ED の提案に関する当委員会事務局による分析は、次のとおりである。
- (1) 目的適合的な測定基礎が複数存在し得ることの説明：目的適合的な測定基礎が複数存在し得る旨について記述を行う概念 ED の提案は、純損益の位置づけを明確化する目的で提案している当委員会のコメントと整合的であり、これに同意する。
- (2) 財務諸表本表において複数の測定基礎を使用する場合に関する記

載：概念 ED では、単一の測定基礎を財政状態計算書と財務業績計算書の双方に使用しつつ、開示により補足することによって、殆どの場合に、最も理解可能な情報を提供すると説明している。この点について、上記方法と両計算書において異なる測定基礎を使用する方法とで、いずれの方が有用な情報を提供することになるかは、基準開発時点における利用者の分析のあり方や取引の実態等によって異なると考えられる。

### コメントの方向性案

36. 上記分析を踏まえ、概念 ED に対して、主に次の点をコメントレーターに含める方向で草案してはどうか。
- (1) 目的適合的な測定基礎が複数存在し得る旨について記述を行う概念 ED の提案は、純損益の位置づけを明確化する目的で提案している当委員会のコメントと整合的であり、これに同意する。
  - (2) しかし、概念 ED では、単一の測定基礎を財政状態計算書と財務業績計算書の双方に使用しつつ、開示により補足することによって、殆どの場合に、最も理解可能な情報を提供すると説明している。この点について、我々は、上記方法と両計算書において異なる測定基礎を使用する方法とで、いずれの方が有用な情報を提供することになるかは、基準開発時点における利用者の分析のあり方や取引の実態等によって異なると考えている。このため、我々は、当該記述は少なくとも修正すべきと考える（具体的な修正内容については、今後、検討を行うが、検討の結果によっては、削除すべきいうコメントになることも考えられ得る。）
37. なお、上記のコメントは、OCI の表示とリサイクリングに関する議論と密接な関係があることから、これらの点と併せて提案を行ってはどうか。

#### ディスカッション・ポイント

概念 ED で示されている「目的適合的な測定基礎が複数ある場合」の提案に対する当委員会からのコメントの方向性（案）について、ご意見をいただきたい。

## V. 資本の測定

### 現行の概念フレームワーク

38. 現行の概念フレームワークでは、資本（持分）の測定について、次の記述を除いて、特段の記述はされていない。

4.22 貸借対照表に表示される持分の額は、資産及び負債の測定額によって決定される。持分の総額は、通常、偶然の一致を除き、企業の株式の時価総額又は純資産を個々に又は継続企業としての企業全体を処分することによって得られるであろう総額とは一致しない。

### 概念 ED における提案

39. 概念 ED では、現行の概念フレームワークの内容を概ね踏襲しつつ、資本における個別の項目又はカテゴリについては、直接測定される場合があるとされている（6.78 項から 6.80 項）。

### 概念 DP に対するコメント等

40. 当委員会は、概念 DP に対して、資本の測定について特段のコメントをしていない。

### 当委員会事務局による分析

41. 本 ED の提案に関する当委員会事務局による分析は、次のとおりである。

- (1) 資本は、全体として、直接測定されないという概念 ED の提案に同意する。
- (2) しかし、資本における個別の項目又はカテゴリについて直接測定される場合があるという提案については、これが当初測定を指すものか、事後測定を指すものかについて明確でない。
- (3) 対価の算定が困難である場合において、当初測定において資本を直接測定することは、株式報酬の測定のように便法としてあり得ると考えられる。しかし、現在原価によって資産や負債を測定する場合を除き、事後測定において資本の個別項目又はカテゴリを直接測定する方法は、利益を経由せず資本が増加することになるため、投下資本の利益率の測定等の観点から適切でないと考えられる。

### コメントの方向性案

42. 上記分析を踏まえ、概念 ED に対して、主に次の点をコメントレーターに含め

る方向で草案してはどうか。

- (1) 資本は、全体として、直接測定されないという点には同意する。
- (2) しかし、資本における個別の項目又はカテゴリーについて直接測定される場合があるという提案については、これが事後測定において資本項目を直接再評価して評価差額を認識することを指すものである場合、これに同意しない。
- (3) 概念フレームワークの記載によって、将来的に誤解を生まないようにするためにも、資本項目を事後において直接測定することは、「現在原価」により資産又は負債が測定される場合を除いて該当がない旨を明示すべきではないか。

#### ディスカッション・ポイント

概念 ED で示されている「資本の測定」に関する提案に対する当委員会からのコメントの方向性（案）について、ご意見をいただきたい。

以 上

ディスカッション・ペーパーに対する ASBJ コメント (測定関連)

**質問 11**

財務報告の目的及び有用な財務情報の質的特性が測定にどのように影響を与えるのかを 6.6 項から 6.35 項で論じている。IASB の予備的見解は次のとおりである。

- (a) 測定の目的は、企業の資源、企業に対する請求権及び資源と請求権の変動に関して、並びに企業の経営者及び統治機関が企業の資源を使用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたのかに関して、目的適合性のある情報の忠実な表現に寄与することである。
- (b) 資産及び負債についての単一の測定基礎は、財務諸表利用者にとって最も目的適合性の高い情報を提供しない場合がある。
- (c) 特定の項目について使用すべき測定を選択する際に、IASB は、当該測定が財政状態計算書と純損益及び OCI を表示する計算書の両方においてどのような情報を生み出すのかを考慮すべきである。
- (d) 特定の測定の目的適合性は、投資者、債権者及び他の融資者が、その種類の資産又は負債が将来キャッシュ・フローに寄与する方法をどのように評価する可能性が高いのかに応じて決まる。したがって、測定の選択は、
  - (i) 個々の資産について、当該資産がどのように将来キャッシュ・フローに寄与するのかに応じて決めるべきである。
  - (ii) 個々の負債について、企業が当該負債をどのように決済又は履行するのかに応じて決めるべきである。
- (e) 使用する異なる測定の数は、目的適合性のある情報を提供するために必要な最小の数とすべきである。不必要な測定の変更は避けるべきであり、必要な測定の変更は説明すべきである。
- (f) 特定の測定の財務諸表利用者にとっての便益は、コストを正当化するのに十分なものである必要がある。

これらの予備的見解に同意するか。同意又は反対の理由は何か。

反対である場合、資産又は負債の測定方法の決定についてどのような代替的なアプローチを支持するか。

76. 測定に関する IASB の予備的見解に対する我々の見解は以下のとおりであり、我が国の多くの市場関係者も同意見である。

- (1) 質問 11(a) に関して、提案されている測定の目的は、現行の概念フレームワークにおける財務報告の目的と基本的な質的特性と整合的であるが、個別基準を開発するのに十分な指針を提供していないため、同意しない。測定に焦点を当てた目的となるように修正すべきである。
- (2) 質問 11(b) については同意する。投資の性質や負債が決済される方法などにより測定基礎を決定する混合属性モデルを採用すべきである。  
ここで単一の測定基礎を使用しないと合計値に意味がないという主張がある。しかし、我々は、個々の取引又は事象の状況に関わらず画一的な測定基礎を使用することによって、個々の測定値が目的適合的でなくなるため、その合計値は目的適合的でないと考える。
- (3) 質問 11(c) については同意する。本 DP の 6.76 項は、資産が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのかに関する不確実性の取扱いとして、一方の測定値を財政状態計算書で使用し、別の測定値を純損益に認識する金額を決定するために使用することを挙げているが、これに強く同意している。その際、財政状態を表す観点から目的適合的な測定基礎と財務業績を表す観点から目的適合的な測定基礎を適切に使い分けるべきである。
- (4) 質問 11(d) については全般的には支持するが、詳細においては見解が異なる。具体的な見解については、質問 12 及び 13 にて回答する。
- (5) 質問 11(e) について、測定を適切に使い分けることが重要であり、測定の数自体が問題ではないと考えている。なお、「最小の数」が 1 つを指しているのであれば、(b) と矛盾するため、同意しない。
- (6) 質問 11(f) には同意する。

## 質問 12

質問 11 で示した IASB の予備的見解は、6.73 項から 6.96 項で論じたように、資産の事後測定に対する含意がある。IASB の予備的見解は次のとおりである。

- (a) 資産が、使用を通じて将来キャッシュ・フローに間接的に寄与するか又は他の資産との組合せで使用されてキャッシュ・フローを生み出す場合には、原価ベースの測定は、通常、現在市場価格よりも目的適合性と理解可能性の高い情報を提供する。

- (b) 資産が売却されることにより将来キャッシュ・フローに直接寄与する場合には、現在出口価格が目的適合的である可能性が高い。
- (c) 金融資産の契約上のキャッシュ・フローの変動可能性が大きくなり、回収のために保有されている場合には、原価ベースの測定が目的適合性のある情報を提供する可能性が高い。
- (d) 企業が資産の使用に対して料金を課す場合には、当該資産の特定の測定値の目的適合性は、個々の資産の企業に対する重要度に応じて決まる。

これらの予備的見解及びこれらの各項におけるガイダンス案に同意するか。同意又は反対の理由は何か。

反対である場合、どのような代替的なアプローチを支持するのかを記述のこと。

77. 我々は、特定の資産について使用する測定基礎は、当該資産が将来キャッシュ・フローにどのように寄与するのかに応じて決めるべきであるという見解に同意している。しかしながら、本 DP は企業の財政状態の報告の観点から目的適合性のある測定基礎と、企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎に分けて検討していない。
78. 我々は、企業の財政状態の報告の観点から目的適合性のある測定基礎と、企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎を検討すべきだと考えており、以下において本 DP で提案されている分類ごとに検討する。なお、我が国の多くの市場関係者は、企業の財政状態の報告の観点から目的適合性のある測定基礎と、企業の財務業績の報告の観点から目的適合性のある測定基礎を分けて検討することを支持している旨を付言する。
79. なお、我々はセクション 6 とセクション 8 は密接に結びついていると考えている。そのため、本質問に対するコメントは、質問 19 から質問 21 に対するコメントと合わせて読まれない。

#### **収益を生み出すために事業活動において使用**

80. 我々の考えでは、原価ベースの測定が企業の財政状態と財務業績の両方の報告の観点から目的適合性がある。現在市場価格の変動は、資産を事業活動において使用することから生み出される将来キャッシュ・フローと関連性がないからである。
81. 経営者は資産を売却するか又は事業活動において収益を生み出すために使用し続けるかの選択肢を常に有しており、資産を使用し続けるという経営

者の意思決定の根拠を報告するために資産を現在市場価格で測定すべきかどうかを、企業の財政状態の報告の観点から考慮すべきであるという主張も考えられる。現在市場価格又はキャッシュ・フロー・ベースの測定は、企業の財政状態の報告の観点からは目的適合性があり得るが、現在市場価格又はキャッシュ・フロー・ベースの測定を一意的に決定することは困難である。そうした測定は、資産が他の資産と組み合わせてキャッシュ・フローを生み出すために使用されている場合には、組み合わせる他の資産に応じて異なる可能性があるからである。したがって、原価ベースの測定が、こうした種類の資産についての唯一の実行可能な選択肢であろう。

#### 売却（トレーディング目的）

82. 我々の考えでは、現在市場価格は、売却目的で保有する資産については目的適合性がある（この区分に分類される資産がトレーディング目的で保有する投資に限定される場合）。
83. この場合、我々の考えでは、現在市場価格は企業の財政状態の報告の観点から目的適合性がある。企業は現在市場価格に相当するキャッシュ・フローを生み出すことができるからである。さらに、我々の考えでは、現在市場価格は企業の財務業績の報告の観点からも目的適合性がある。企業の事業活動の成果は不可逆であるとみなされ、取得原価と現在市場価格との間の変動は、取引の目的に照らせば投資の成果を表すものだからである。
84. なお、我々は、金融商品のうち、デリバティブの定義を満たすもの、すなわち、将来キャッシュ・フローが基礎数値の変動に応じて大きく変動するもので、当初の純投資が不要又は少額であるものは、この区分に分類すべきと考えている<sup>6</sup>。なぜなら、こうした商品についてはその特性を踏まえると、企業の財政状態と財務業績の両方の報告の観点から現在市場価格が目的適合的と考えられるためである。

#### 条件に従った回収のために保有

85. 我々は、原価ベースの金利収益は、経営者が見積った貸倒費用とともに、目的適合性のある情報を提供する可能性が高いとしている本 DP の提案に同意している。これは企業の財政状態と財務業績の両方の報告の観点から当てはまると考えている。
86. ただし、経営者が、(a) 条件に従った回収のために保有するか、又は(b) 売却する実質上の能力がある場合に資産を売却するかのいずれかを意図して

---

<sup>6</sup> 但し、こうした商品についても、キャッシュ・フロー・ヘッジが適用されるヘッジ取引については、ヘッジ対象の会計処理との対応を図るため、財務業績の報告の観点からはヘッジ対象と対応させた測定基礎とすることが考えられる。

いる場合もある。この場合、我々の考えでは、現在市場価格は企業の財政状態の報告の観点からは目的適合性がある。企業は望むならば現在市場価格に相当するキャッシュ・フローを生み出すことができるからである。企業の財務業績の報告の観点からは、原価ベースの測定に目的適合性がある。キャッシュ・フローが実際に現在市場価格で発生するのかどうかに関する不確実性が、成果が不可逆となるか又は不可逆とみなされるところまでは減少していないからである。

#### 使用する権利について他者に請求

87. 我々の考えでは、原価ベースの測定は、経営者が主として賃貸収益の稼得を意図している場合には、企業の財政状態の報告の観点から目的適合性がある。これは、現在市場価格には、当該資産を使用する権利について他者に請求することから生み出される将来キャッシュ・フローとの関連性がないからである。
88. しかし、経営者が、(a) 賃貸収益を稼得するか、又は(b) 売却する（そうする実質上の能力が企業にある場合）かのいずれかを意図している場合もある。この場合には、我々の考えでは、現在市場価格は企業の財政状態の報告の観点から目的適合性がある。企業は望むならば現在市場価格に相当するキャッシュ・フローを生み出すことができるからである。企業の財務業績の報告の観点からは、我々は原価ベースの測定に目的適合性があると考えている。企業の事業活動の成果に関する不確実性は、企業が資産の残存価額の変動に係るリスクを負う場合には、当該成果が不可逆となるか又は不可逆とみなされるところまでは減少していないからである。

#### 要約

89. 下記の表は、上記の見解を要約したものである<sup>7</sup>。

---

<sup>7</sup> 上記の表には含めていないが、資産が回収可能価額を超えない価額で計上されていることを確保するため、減損が発生しているのかどうかを判定する必要がある。減損損失が認識される場合には、現在市場価格又はキャッシュ・フロー・ベースの測定値が、企業の財政状態及び財務業績の報告の観点から使用される。

資産が将来キャッシュ・フローに寄与する方法	可能性の高い測定基礎	
	企業の <b>財政状態</b> の報告の観点から	企業の <b>財務業績</b> の報告の観点から
収益を生み出すために事業活動において使用	原価ベースの測定	原価ベースの測定
売却（トレーディング目的保有）	現在市場価格	現在市場価格
条件に従った回収のために保有	原価ベースの測定	原価ベースの測定
条件に従った回収のために保有するか又は売却するかのいずれか	現在市場価格	原価ベースの測定
使用する権利について他者に請求	原価ベースの測定	原価ベースの測定
使用する権利について他者に請求するか又は売却するかのいずれか	現在市場価格	原価ベースの測定

**質問 13**

負債の事後測定に関する IASB の予備的見解の含意を 6.97 項から 6.109 項で論じている。IASB の予備的見解は次のとおりである。

- (a) キャッシュ・フロー・ベースの測定は、明示された条件のない負債については唯一の実行可能な測定である可能性が高い。
- (b) 原価ベースの測定は、通常、次のものに関して最も目的適合性のある情報を提供する。
  - (i) 条件に従って決済される負債
  - (ii) サービスに関する契約上の義務（履行義務）
- (c) 現在市場価格は、移転されるであろう負債に関して最も目的適合性の高い

情報を提供する可能性が高い。

これらの予備的見解及びこれらの各項におけるガイダンス案に同意するか。同意又は反対の理由は何か。

反対である場合、どのような代替的なアプローチを支持するか。

90. 我々は本 DP の提案におおむね同意している。我々の考えでは、現在市場価格は、負債を移転できる場合を除いては目的適合性がないであろう。現在市場価格には、実際のキャッシュ・フローとの関連性がないからである。したがって、デリバティブ以外の負債については、原価ベースの測定又はキャッシュ・フロー・ベースの測定を、負債の条件に応じて使用すべきである。
91. 我々の考えでは、大部分の負債については単一の測定基礎を使用すべきであるが、明示された条件はあるが決済金額が非常に不確実で未だ決定されていない負債については、2つの測定値が使用される可能性がある。

**明示された条件はあるが決済金額が非常に不確実で未だ決定されていない負債**

92. 明示された条件はあるが決済金額が非常に不確実で未だ決定されていない負債を、キャッシュ・フロー・ベースの測定を用いて再測定する場合には、企業の**財政状態**の報告の観点からは報告日現在で更新されたインプットを使用することに目的適合性があるかもしれない。例えば、保険契約負債の再測定の場合、報告日現在の割引率を使用する方が、当初認識時の割引率を使用するよりも、保険契約負債を忠実に表現する可能性がある。
93. しかし、企業の**財務業績**の報告の観点からは、報告日現在で更新されたインプットを用いて利得又は損失を認識することに目的適合性がない場合がある。例えば、保険契約負債の再測定の場合、割引率の変更によって利得又は損失を認識することには目的適合性がないかもしれない。割引の影響は、実際のキャッシュ・フローとの関連性がないからである。この場合、当初認識時に適用したインプットを使用することに目的適合性があり得る。
94. 上記の議論に基づいて、明示された条件はあるが決済金額が非常に不確実で未だ決定されていない負債を再測定する際には、インプットの違いにより、2つの測定値が使用される可能性がある。

**要約**

95. 下記の表は、上記の見解を要約したものである。

負債が決済又は履行される方法	可能性の高い測定基礎	
	企業の <b>財政状態</b> の報告の観点から	企業の <b>財務業績</b> の報告の観点から
明示された条件がない負債	キャッシュ・フロー・ベースの測定	キャッシュ・フロー・ベースの測定
明示された条件はあるが決済金額が非常に不確実で未だ決定されていない負債	キャッシュ・フロー・ベースの測定 *1	キャッシュ・フロー・ベースの測定 *1
明示された条件に従った現金の支払又は他の資産の引渡し	原価ベースの測定 (デリバティブを除く)	原価ベースの測定 (デリバティブを除く)
義務を他者に移転した際に債権者により解放されること	現在市場価格	現在市場価格
サービスの履行又はサービス履行のための他者への支払	原価ベースの測定	原価ベースの測定

\*1 企業の**財政状態**の報告の観点から目的適合的なインプットと企業の**財務業績**の報告の観点から目的適合的なインプットが同じ場合と異なる場合があり、両者が異なる場合には OCI が使用される。

#### 質問 14

6.19 項では、一部の金融資産及び金融負債（例えば、デリバティブ）については、当該資産が将来キャッシュ・フローに寄与する方法、又は当該負債が決済若しくは履行される方法を測定の基礎とすることが、将来キャッシュ・フローに関する見通しを評価する際に有用な情報を提供しない場合があるという IASB の予備的見解を述べている。例えば、回収のために保有されている金融資産又は条件に従って決済される金融負債に関する原価ベースの情報は、次のいずれかの場合には、将来キャッシュ・フローの見通しを評価する際に有用な

情報を提供しない。

- (a) 最終的なキャッシュ・フローが当初の原価に密接に関連しない場合
- (b) 契約上のキャッシュ・フローの著しい変動可能性が、こうした金融資産又は金融負債の存続期間にわたる金利支払を単純に配分する原価ベースの測定技法が機能しないことを意味している場合
- (c) 市場要因の変動が当該資産又は負債の価値に不均衡な影響を有している（すなわち、当該資産又は負債に高いレバレッジが掛かっている）場合

この予備的見解に同意するか。同意又は反対の理由は何か。

96. デリバティブの定義を満たすものに関しては、原価ベースの情報は目的適合的でなく、現在市場価格で測定するのが目的適合的としているという点について同意するが、理由は異なる。我々のデリバティブに関する見解は本コメントレターの第 84 項に記載している。

#### **質問 15**

このセクションにおける測定の議論に関して他に何かコメントがあるか。

97. 測定は、会計単位の考え方によって影響を受けることがある。会計単位に関する我々のコメントについては、質問 24 を参照のこと。

以 上